

アセットオーナーがそれぞれの運用目的・目標を達成し、受益者等に適切に運用の成果をもたらす等の責任を果たす観点から、アセットオーナーに共通する原則を検討するにあたり、以下の点をどのように考えるか。

## 1. 形式について

- ① 対象とすべきアセットオーナーを個別に列挙する形（公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドなど）が良いか、あるいは、広くアセットオーナー全般を念頭に策定し、個々のアセットオーナーが受け入れるか否かを判断できるような形が良いか。
- ② 対象となるアセットオーナーに原則の全ての項目が適用される形が良いか、あるいは、アセットオーナーは様々であることを踏まえ、対象となるアセットオーナーが個別事情に照らして項目毎に採否を選択できる「コンプライ・オア・エクスプレイン」の形が良いか。

## 2. 内容について

- ① 運用目標や運用方針の設定に関する事項
- ② 資産運用力の向上に関わる事項（人材育成等の態勢整備、運用委託先の選定等） ※
- ③ 関係者のための見える化に関わる事項 ※
- ④ 投資先企業への積極的な働きかけに関する事項
- ⑤ その他（例えば、本日の生命保険会社に関する説明を踏まえて考えられる、他のアセットオーナーにも敷衍すべき課題など）

<※は、資産運用立国実現プランの中で、企業年金の改革に記載された項目に関連するもの>